

明治三十三年二月二十六日 認許省信

明治三十三年六月十五日 號



目 次

社 説

◎讀史所感(下)

論 説

◎感化院の設備に就きて

文學士 常盤 大定

社 會

◎宗教家の狹量◎名譽◎佛教夏期講習會
に就て◎監獄衛生の刷新◎各宗管長會議
◎社會問題と宗教

雜 録

◎北遊襟記

文學士 本多 高陽

◎窮兒惡化の狀況(續)

信 塚

◎少慾の心

文學士 清澤 滿之

會 報

◎會頭久我侯爵九州巡回記事◎豊前府城女學校
◎豊後大分演說會◎佛敎同歸會◎歸路◎近角學士の米國通信

改 教 時 報

第三十三號

大日本佛教徒同盟會綱領

- 一、佛教本來の面目を發揮して、各自の信念を確立し、國民の道德を涵養し品性を陶冶する事。
- 二、佛教の本旨に基きて人道の大義を唱導し、精神的結合によりて國民の一致を鞏固にし國家の隆盛を企圖する事。
- 三、佛教護持の責任を全ふし、健全なる宗教界を形作る事。
- 四、各宗僧侶を獎勵し、其學徳を高めしめ、又從來の惡弊を改善せしむる事。
- 五、政教問題を研究して、政府をして公認教制度を立てしむる事。
- 六、社會問題を講究して、慈善事業を起し、社會の改善を企圖する事。
- 七、佛教の精神に基ける諸種の教育特に普通教育女子教育を獎勵して、善良なる家庭を形作りしめ、又社交を融和せしむる事。
- 八、積極的方針を取り、實業道德を鼓舞する事。
- 九、教界の組織及儀式をして時勢に順應せしむる事。
- 十、社會に於ける一切の迷信を勦絶する事。
- 十一、殖民傳道を獎勵する事。
- 十二、佛教の光輝を發揚し、其感化を普く世界に光被せしむるの策を講ずる事。

政教時報第三十二號目次

社説	教界の最大急務
論說	宗教家事業の範圍◎慈善事業の動機
社會	思想界の動搖◎修養等
雜誌	北遊雜記◎雲水雜記
信報	滿足の心
會報	各地の景況

本誌廣告

- 一、本誌は毎月二回(一日、十五日)發行とす
- 一、本誌は一切前金にあらざれば御注文に應ぜず
- 一、本誌代金は必ず小爲替にて遞送の事但し郵券代用の節は五厘切手にて一割増の事
- 一、本誌定價左の如し

一部	一ヶ月	六ヶ月	一年	全
金貳錢五厘	金五錢	金參拾錢	金六拾錢	無遞送料

●廣告料五號活字一行(二十七字詰)一回金拾錢

一、爲替振込局は「本郷森川町郵便貯金爲替取扱所」宛の事

一、爲替受取人名宛は「東京本郷森川町一番地大日本佛教徒同盟會出版部」とせらるべし

東京市本郷森川町一番地

發行所 **大日本佛教徒同盟會出版部**

明治三十三年六月十四日印刷
明治三十三年六月十五日發行

發行兼編輯人 上村幸三郎
印刷 清水朝太郎

政教時報

讀史所感(下)

國亂れて良將を思ひ家亂れて良妻を思ふ、余輩今の宗教界に對して又此嘆なくんばならず、徳は以て一世を感化するに足るものなく、識は以て時人に超絶するものならず。陳套の見、迂腐の論、惰風、骨肉に浸透して病膏盲に入るもの、無事の時に當ては個々是れ英雄好漢、有事の時に當ては個々是れ俗子凡夫、奸險造誣時として徳者を傷け、反目疾視時として碩學を嘲る、此の如くにして教界の前途、誠に憂ふべからずや、嗚呼今の人少しく史を讀み而して先人の遺徳を鑒み自ら感奮興起する所あれ、彼の慈雲を見よ、彼の淨嚴を見よ、彼の鐵眼を見よ、普寂を見よ、誠拙を見よ、雪庵を見よ、白隱を見よ、現世、師なくんば去て圖書堆裡に古人と談じ、阿字の一刀縱横無盡なるも亦快ならずや、試に慈雲律師の傳を開きて其畢生の事業を見よ、梵學津梁一千卷の如き、七九鈔五卷、南海寄歸傳解纜鈔等の如き誰か其篤學に驚嘆せざらんや、徳川時代三百年の言語學史を編する者は、國語學に大功を遺せし契沖の和字正濫抄、萬葉集代匠記、古今餘材抄、勢語臆斷、厚顔抄を初め、虎關、淨嚴等音韻の功没すべからざるのみならず、文雄の磨光韻鏡、和字大觀抄の如き、或は本居春庭と併せ稱せらるゝ東條義門の眞宗聖教和語説、活語指南、於乎輕

重義、類聚雅俗言、友鏡の如き、著書に對して、幾多の感謝を表せざるべからず、假令宗教家として德音を宣布するの道に於て一步を讓る所ありとすも、學術界に貢獻する所此の如くんば余輩は深く其功を多とせざるべからず、況んや慈雲律師の如き學徳兼備の人に於てをや人の一生に處する必しも多技多能なるを要せず、一の學術、一の技藝、一の事業、他人の企及すべからざるものあらば則ち、唯事の至緊至切なるものと然らざるものとあり、實用的なると理論的なるものとあり、去かも甲は乙より高く、丙は丁より低しといふの理なし、其標準判斷は各々自家の根柢より論ずるものにして人若し彼は事功派なり、我は學者なり故に高しとなし或は我は官吏なり、爾は百姓なりと嘲るものあらば、寧ろ人の笑を招かんとみ、畢生の學術、終身の事業、唯夫れ全幅の精神を傾注し、其全力を盡して勤むる所あらば、世界の事之より大なるは亦く之より可なるものなし、必しも他を嘲るを要せず我がなす所我が勵む所を以て至善至美の者なりと信せよ、這般最上價値の觀念は人を満足し人を進歩せしめ、愉々快々として事に従はしむ、學者は學術の研究に勤め、事業家は事業の上に進み、各々努力する所あるべきなり、獅子は兎を撲つにも其全力を用ゆ、些々たる小事といへども敢て忽せにするとなく、終日終夜之を思へば、何の日か成らざらん、假令成功せざるも我に於て盡す所至れりとせば、事後の遺憾なかるべきなり、宗教家として今日の世に處す、勤むべきの事、誠に多々、去かも此等學術の研究の如きは決して一朝一夕に成功すべきも

のに非れば、這般の研究を獎勵して學術界に貢獻するとの偉大なる所以を忘るべからず、而して一生の大方針を確立して事に従ふ者は、時として時流と相容れず、輻輳不遇、幾多の困難逆境に遭遇することあり、若し夫れかゝる時に當り、其思想を變じ、其節操を破り、以て時流に投せんとする者は、卓抜の識見を以て、百年の苦學も中道にして一變節の爲に失ふに至るを以て、苟も知己を千載の後に待たんとする者は、卓抜の識見を以て俗論に拮抗するの決心を有せざるべからざる也、學者の氣概精神此に至りて初て其稜々たる俠骨を發揮すといふべし、然れども識見も内容なき學識より出づれば寧ろ粗放の誇りあり、寛量大度の性を養はんずんば自尊の風は寧ろ傲慢狹量の人と成り了るの弊なきか、福澤翁の獨立自尊主義も又之に對する反駁論たる服従の説も、兩者共に之を極端に實行せば、一は則尊大の弊に陥り、他は則唯之れ命に従ふの卑屈主義に陥る、此に至りて余輩は寧ろアリストテレスが尊大と屈從との「メンチス」即中庸としてゼーレングラーセの「Seandrigose」(大度量)を説き或は兩極端の中庸主義として勇氣、仁恵、公平を唱導せしとの適切なるを思ふ、今の時勢に對して學者たるもの常に極端論を提出して自ら喜ぶとの何ぞ迂なる、自尊に並行して同時に謙遜を説かすんば余輩は遂に其可なる所以を知らず、まかも余輩は又服従主義のみを説くものに賛すると能はず、多く與ふるも不可、少く與ふるも不可、世の流弊を談するもの、徒に自愛を説て薪に油を注ぐの罪を學ぶべからず、

今の道徳を談するもの常に主義の是非善惡を評論して、實行の如何を顧みず、自ら行はず、自ら動かさず、自ら勤めず、而して天下を動かさんとするが如き夫れ難い哉、白河樂翁は徳川時代の三偉人として八代將軍吉宗公及水戸の西山公と並び稱せらるゝもの、而して余輩が樂翁公の書を読み、彼に感嘆する所の者は、彼が將軍家齊公を輔くるに當り、徹頭徹尾服膺したる左の一語にあり、一語とは何ぞや、曰く天下を動かさんと欲せば先づ自ら動くべし、此根本主義は實に彼をして質素恭儉己れを持し、以て天下の模範を示さんと決したるの一大動機なり、彼は實に實行の人として、晨夕此主義を變更せざりき、樂翁の傳に曰く

毎日の登城に時恰かも夏なりければ晒しの染帷子に、津振子の肩衣を着け松枝平の袴を穿たり、同僚の人々も之れを見て自から懶惰するところあり遂に質素の服を用ふるに至れり、又當時諸侯封を襲ぎし後始めて領地に就くを「初入り」又は「初入部」と稱しかる際には鹵簿燦然として路に耀き、あらゆる華奢を盡すの習ひなり、天明四年六月公の白河に下らんとするや、白河の士民も如何に質素の我殿と雖、初入りなれば、定めて盛んある儀衛ならんとおもへり、然るに樂翁は節儉の實を示すは、かゝる時なりと思ひ勤めて伊達道具を省き鞍轡も虎豹の皮など用ふべきを、たゞの韋革なりければ、蹄傍に拜觀する者、今さらの様に覺えて驚きたりとぞ、元祿の華奢を抑へて質素勤儉の美風を養成したるは則ち有徳公大將軍の力なり、まかも享保の治漸く弛むに及びて再び質素風

の華奢となり、而して能く之を制したるものは、實に白河樂翁公なり、嗚呼今の人之を讀んで自ら愧づる所なからずや、今や學者を嘲り、宗教家を罵り實行家を誇るの人多し、然れど彼階々の徒、固より自から動かんと欲するの人に非ず、權に依り、威に依り、金に依り、風に依り、水に依りて動くもの、誠には是れ當今の才子、余輩不幸にして未だ此の如くなる能はず、而も自ら動き自ら勤むるの主義は余輩が念々刻々、忘れざる所、希くは護法の士と共に相共に奮勵して社會の改善に勤むる所あらんとを、史を讀む感慨常に多少、唯夫れ余輩は道元、親鸞、法然、日蓮等の各宗祖師が又彼の自ら動て而して後人を動かしたるの人たることを知り、激勵奮興、敢て犬馬の勞を辭せず、人の笑ふて以て徒勞と稱すと雖此の如きは余輩の顧みる所に非る也

論 評

感化院の設備に就きて

常盤 大定

本年三月感化法の公布せられたる當時、吾人は全國佛教徒諸君に警告して曰く、

今や正に佛教界の面目を一新して、明治時代の開展を肇め國威と共に光輝を八紘に光被すべき時機に膺れり、何ぞ徒らに消極的態度を取りて、退嬰防禦を事とせん、而して感化院設立の如き、實に其活ける信念を發洩し全國佛教徒の

實力を傾注する好問題にあらすや、乃至各府縣に於ける佛教徒同盟會は速かに團體事業として、代用感化院の設備を爲し、目下の一大急務として之に努力すべし、

爾來號と重ねるに従ひ、感化事業に關せる施設者の用意精神等概ね每號之を論せざるはなかりき、各地有志諸君の吾人と感を等するもの、必ずや月を追ひて多かるべきを信ず、此感化院のものたる社會改良の方法として必須缺くべからざるものたる以上は、其設備も十分ならざる可らず、之に従事する者の精神も健全ならざる可らず、其効果の大なる丈、之が設備に際して十分の討究を爲さざる可らざるもの、卒然之を企て輕擧之を圖らば或は其効の見つべからざるのみならず、却て意外の弊を醸さるるを期し難し、須らく相共に慎重に之を議すべきなり、乞ふ吾人をして、聊か之に對する所見を述べしめよ、吾人先づ法文によりて入院者の研究より之を始めん、

- 一、地方長官に於て滿八歳以上十六歳未滿の者、之に對する適當の親權を行ふもの、若くは適當の後見人なくして、遊蕩又は乞食を爲し、若くは惡交ありと認めたるもの、
 - 二、懲治場留置の言渡しを受けたる幼者、
 - 三、裁判所の許可を経て懲戒場に入るべきもの、
- 此三個の條件に該當するものは、乃ち感化院の目的者たるなり、吾人熟々之を考察するに、此三條に含まるゝもの種類及び其性質に於て頗る差門あるを見る、
- 一、窮兒にして遊蕩又は乞食を爲し未だ惡交なきもの、
- 二、窮兒にして遊蕩又は乞食を爲し未だ惡交ありと認めらるゝもの、

即ち既に悪化しつゝあるもの、而して此中には復非常の運庭あり、或は既に放火、窃盜、拘摸等の破倫の非行ありと雖、未だ幸に捕吏の手に罹らざるものもあるべく、或は又「カツパライ」、「ボタハジキ」の如き悪友の誘導に接して漸次破倫の行ひを爲すの行路にあるものもあるべし、

は、習慣的の非行、幾回なるを知らず、如何に幼者なりとも、遂に天の許す所とならず、懲治場留置の言ひ渡しを受けたるもの、

に、以上の外に、猶又家庭の訓育に馴致せず、破倫の行父兄を無みし、到底家庭に在りて之を矯正するを得ざるが爲、適當の設備の下に、是が感化を希望し、依托し來る者も之あるべし、

以上は是唯大體の入院該當者なりと雖、猶四種の殊別あるもの存するを見る、若し實際に中りて之を區分する時は、之より以上の類別あるや疑を容れず、而して如何なる設備によりて之に應ずべきや、法文によりて之を討究するに第一着手として先づ、

◎法文の不備

に論及せざるを得ず、感化法の精神既に以上の諸種の幼者を感化するに在りとすれば、適當遺憾なき設置によるも、感化の實の如きは猶頗る遺漏なき能はず、而して彼法文は此等殊別なる幼者を一感化院によりて收容せんとする者なるか、或は又數種の施設によつて之に應せんとする者なるか、此等の

點に至りては更に之を知るに由なし、現時の監獄制度の不十分なる點等より之を推考する時は、或は是等諸種の幼者を一院に收容するの意なるやも知る可らず、果して然りとすれば以て能く感化の實を擧げ得べきか、模範監獄の稱ある某監獄が或意味に於て、悪人製造の評ある如く、今回の感化院も亦不良少年養成所の實を現はす事なきを期すべからず、斯の如きの法文何ぞ之を十分なりといふを得ん、真正に社會改善に意あるものは、眞摯に之を討究し、以て能く之が設備を出來る丈完全ならしめ、以て該法の精神を發揮せん事に努力せざる可らず、若し

◎十分なる設備

を欲せば、前條に於て區分せる(イ)、(ロ)、(ハ)の三種は各別の設備によりて之を收容せざる可らざるなり、(ニ)の如きは(イ)の設備中に收容して可ならんか。何によりてか殊別の施設による、

(ス)。乞丐辛く糊口する少年は是實に無告のもの、人生の最大不幸中に生存し、教ふるものなく、慈しむものなく、已むを得ずして、立棒の群に投せるもの、而して未だ毫も悪習慣なきを以て、衣食住にして、十分ならば、多く云々するを要せずして、健全なる思想の發達を見るべきものなり、

(ロ)。當初の乞丐漸次變じて、或はボタハジキを爲り、進んでカツパライと爲り、悪交の極、拘兒、窃盜、放火等の非行を爲し、而も生來教なく誠なきが爲に、毫も内部の制裁力なく、習慣の餘、是等の非行を爲して平然たるものに至りて

◎二種の感化院

の要を見るなり、其一は前記(イ)、(ロ)を合併せる收容所、其二は(ハ)の收容所是なり、若し之が收容所を命名せば、

- 第一種、窮兒收容感化院
- 第二種、悪化少年感化院

ともいふべからんか、泰西諸國に之を徴するに、彼インダストリー、スクールと稱せらるゝは、或は第一種感化院の如きもの、其リフホルメトリ、スクールと唱へらるゝは、或は第二種感化院の如きをいふならん、第一種のものには民間事業として施設其宜きを得ば、社會に資するを得ん、第二種のものには民間事業として不適當なるものあり、蓋し感化は慈によりて其効を收むべきあり、嚴によらざれば不可なるものあり、第二種の如き、後者に屬すべきもの、且つや其收容者の數非常に僅少にして而も其設備は非常のものなかるべからず、民間事業として不適當なる此點にあり、吾人の前に大聲代用感化院の必要を唱導せるは、第一種にありしなり、第一種のものたる民間事業として實に恰當のもの、苟も社會改善に意あるもの、先づ之が第一着手として社會に貢獻すべき、蓋し唯一の美譽ならん、况んや佛教信徒が慈悲哀の涙を流して全力を致すべきは茲にありて存す、全國佛教信徒諸君にして若し能く吾人の意を容れて、第一種感化院の設備を各地に見るに至り、能く其目的を達するを得ば、年一年を追ひて第二種感化院の要少きに至るべし、全國察然として幼者感化の問題を佛教徒の手によりて解釋し、以て遂に第二種感化院の

は、沙汰の限り、之を感化する蓋し容易の業にあらず、彼東都有名なる火災の放火者として當時滿都の人心を戦慄せしめし、七才の童兒紳名チビなるものも亦此部類に屬すべきもの、斯の如きもの、收容所(イ)の部類と同一するは頗る危険にして、遂に前者を悪化せし止まざるなり、然れども亦此種のものを(ハ)と同一所に收容すべからざるなり、其理由は(ハ)に至りて之を述べん、

(ハ)、懲治場に留置せらるるものに至りては、是到底人の子といふべからざるもの、神人共に怒るものなり、一たび懲治場に入れるものも畏るべきは監獄の事を知るもの、等しく認むる所、一度之に入らば到底其の最大悪者たらずんば止まざるものところ聞け、(ロ)の種類の沙汰の限りたるもの之ありと雖、之を(ハ)に比するに、猶感化の見込は十分あり、獨り(ハ)に至りては殆んど絶望に等しきもの、且つ(ハ)の種類は一日社會に存せば一日の害を流し、三日娑婆に在れば三日の毒を撒き、危険少時も之を放つべからざるを以て、之を(ロ)に比すれば其危険非常の差あり、從て之を(ロ)のものと同居せしむるの害毒は燎然たるものあり、到底之を他のものと同居せしむべからざる底のものたるなり、故を以て(ロ)と(ハ)とは其設置の點に於ても霄壤の差なかるべからざるなり、

吾人をして十分なる設備を望ましめば、以上の如き三個を以て之に應せざるを得ずと雖、一步を下して之をいふも、少くも次の

要を見ざるに至るの日は、是即ち佛教徒か皇恩に報い佛祖の徳に酬いるの秋なり、斯の如きの事夫れ或は夢想と人は言はん、徒らに夢想に惑溺するは吾人の耻つる所、唯一日之に盡せば一日の効あり、一年之を後にせば、一年の悔を殘すの精神を以て、同感の士、競て鞠躬事に中らば遂に夢想の世界に達するの期あらん、

若し夫れ感化院の組織、經濟等の諸點に至りては、更に號を重ね筆を洗ふて諸君の一燦に供するの日あらんを期す、

社 會

◎宗教家の狹量 學者の狹量、文士の狹量、數へ來れば、現今の社會所謂狹量ならざるものはなし、學者文士の狹量に至りては聊か恕する點なきにしもあらず、是等は論外として吾人暫く之を言はざるべし、唯宗教家の狹量に至りては吾人の黙過し能はざる所なり、今や社會の方面到る處宗教家の墮落廢敗を痛論せざるはなし、而して未だ一言の宗教家の狹量に及ばざるは吾人の大に遺憾とする所なり、吾人の所謂狹量とは小節に拘々焉として、人を容るゝの度量なく、猜忌嫉妬、猥りに他を陥罪し以て自己の慾望を充たさんとするものこれなり、

現今の宗教家果して寛大人を容るの量ありや否や、猜忌嫉妬俗人も尚之を耻るの行爲なきや否や、人を罵るもの眞に社會の爲め公益の爲め、罵るにあらずして、自己の利害より打算し

て購ひ得べきものはこれ名譽に非ずして寧ろ不名譽なり、求めずして來り、招かすして到る名譽は吾人の所謂神聖なる名譽なり、己れ達せんと欲せば先づ人をして達せしめよとは、これ實に名譽を避け慾心を遠けたるもの、名譽は如斯にして來らむのみ、

◎佛教夏期講習會に就て 大日本佛教青年會にては

今年の講習會を東西兩部に分ちて、西は廣島、東は沼津に於て各々來る七月を以て開かむとす、越前敦賀の有志者も亦村上博士を聘して十日間佛教講習會を開かんとするの豫定なりと、余輩は年々歳々佛教講習會の隆盛に赴くを見て教界の爲め甚だ賀せざるべからず、此際地方僧侶諸氏も相議して便宜の地に此種の會を起し一は品性の陶冶を修し一は地方の弊風を一洗すると共に青年諸氏をして自然に宗教に耳を傾けしむるの機會を與へられむとを望む者なり、從來安居として遠く維新前より行はれ來りしも單に僧侶をして佛學專攻を主とせしめ、品性修養の點の如きは敢て之を問はず、從て聽講生も夏安居を以て一種の道樂場と心得る者なきにあらず、寧ろ弊害の多くして利益の渺き者と云べし、青年有志の組織に係る講習會は夏安居と其趣を異にして、佛教本來の面目を發揮し活動の地位に立たしむる點に於て、吾人は益々之を奨勵せむとするものなり、獨り大日本佛教青年會の事業として之を放棄せず、地方有志の士は各々便宜の地に於て此種の講習會を催されむことを勧告するものなり、

◎監獄衛生の刷新 從來監獄費は地方支辨たりしたため

て之を罵るのみ、人を賞し人を敬するもまた復如斯而已、此の如き狹量と嫉妬は慈悲忍辱を旨とする宗教家の行爲ならむや、思ふに宗教家の事業遅々として發達せず、其多く失敗に終る所以の者豈原因の存するなくし可ならむや、宗教家の狹量や尙分立隔離の風熄まずして其同の精神に乏しき其最大なる原因として吾人の疑はざる所なり、一事一業を企てんとす固より一人の能く爲し得べきとにあらず必ずや共同戮力、精神の一致を要せざるべからず、此時に際し狹量自ら處し事を一にせざれば、勞益を多くして功果を收むる愈少なきのみ、世の所謂偉人と稱し、英傑と呼ぶもの、他なし人を信する深くよく容るの宏量あるに基因せざるはなし、先づ事を成さんと欲せば宜く其人を信せざるべからず、猥りに狐疑を挾むが如きは決して成功の秘訣に非ず、宗教家の行ふべき事業敢て精神的のみに限らざるなり、探り來て社會公益に資する所あれば、宗教家は當に進んで之を爲さざるべからず、今後宗教家の事業は多事を加ふると共に眼光を大にし度量を宏にせざるべからず、宗教家の弊害として一事を起すものあるも之を助けずして却て妨害を試みるもの比々然らざるばなし、何を狹量の甚しきや、須く宗教家は社會の大勢を觀察し、時勢の進歩に着眼せざるべからず、大勢に迂、世の進歩に後るゝの結果往々井蛙の見を免れず、遂に狹量に陥るに至る宗教家の爲め深く慨せざるべしや、

◎名譽 名譽固よりなかるべからず、名譽實に神聖ならざるべからず、蓋し名譽は求めて得べからざるものなり、求め

必要の經費も可成減少せしむるの方針にて獄制の改良は舉がらざりしが就中監獄衛生の如き甚しきものにして隨て監獄醫の如きも單に形式的に設備せるのみなるを以て其技頗る鈍く加之ならず手當薄きが爲め自然に監病者の取扱及治療上に對し不親切なるの結果在監者は往々疾病を隠蔽するの事實あり爲めに病毒を傳播せしめ一時に多數の患者を續出するの恐れあり特に近來虎列刺ベスト等各種の悪疫流行の際には其影響する處頗る大なるを以て既に監獄費も國庫に移されし今日差當り監獄衛生に改良を爲し今後新に入監せしむる者には充分の消毒を施行し一兩日間別室に留置する等其他監獄醫に老練なる醫師を聘せしむる計畫にて過般來其筋に於て取調中なりと云ふ

◎各宗管長會議 政海の波瀾未だ收まらず、活氣次第

に増し來りて漸く人心の倦怠を擡起せむとす、獨り教界平穩無事唯僅に報道すべきものは佛骨奉迎に關して各宗管長の會議あるのみ、今新紙の報する所によれば、京都花園妙心寺に於て開會したる各宗管長會議は去六日原案全體の調査を終り特別委員は翌日妙法院内釋尊御遺骸奉迎事務所に會合して議案を審査修正し本會議を開きしに本派本願寺は自己が慈善財團の計畫ありし事として今回佛教各宗派が共同して大菩提會を組織し塔廟を建設するはよけれと教育及び慈善事業を起すは不可なり教育や慈善は宗派各個の事業としたしと極力反對せしかど少數にて成立せず遂に原案は大多數を以て可決せり即ち日本大菩提會を組織し會員を募集すること塔廟を建設し

て御遺形を奉安すること(但七ヶ年の繼續事業)教育及慈善事業を起すことの決議を成し最後に右は菩提會理事長に妙法院内彌村田寂順師理事に天台宗園光輦師其他を推撰し引き續き宗教法案對十五議會に就て議事を開きし等

◎社會問題と宗教 曾て「日本」紙上に於て掲げられたるもの其一節を借り来りて讀者諸君に示さん
 惟ふに物質的思潮の横流に從ひ、精神的靈性の萎縮し消磨したるは事實なり、これ聽て宗教心の涸渇を意味せるもの、乃ち現時世界の各宗教が其總てに亘りて衰退せるは自然の勢のみ、換言せば分立的形而下の學が一切を物として取扱ひ、利害の打算によりて人生事物の全般を規定するの世界に在ては形而上に於ける平等的心念の壓抑せらるべきは固より疑を容れず、所詮物質的文明の高潮期は宗教的信念の退潮期なり、唯夫れ勢谷まれば轉ず、舊なるものも穢れたるを厭ひて新しき鮮象を翹望するは人心思想の趨向のみ無趣味なる十九世紀の世潮に倦き、煩忙なる過去の世界に疲れ而して世は益々暗ならずとする者、何ぞ關て美妙なる靈性の安慰を希求せざらんや、此點に於て吾人は信ず既往の宗教は既に人生々存史上に死せりきと雖も、未來に於ける新信仰の喚聲は現に社會問題の裡より發しつゝあることを、再言せば彼等が世に訴ふ處の可憐の煩悶は實に是れ宗教的叫喚の聲ならずや、否熱誠ある宗教徒は正に其使命に顧みて必らず此の如く解釋せざるべからざるなり。

雜 錄

北遊雜記 (承前)

本多 高 陽

北海道では兎も角も大谷派の勢力が第一等である、寺院説教所の數よりいふも、布教費の額からいふも、事業の上から云ふも、他宗は到底大谷派には及ばない、其大谷派の施政は函館別院内の寺務所より出る事であるが、現今の方針といふを見るに、少し繁華の土地には出來得るだけ多く説教所を設けて、ドウにか獨立するを得るに至ればズント、獨立せしめて寺號を公稱せしめる考らし、是も強ち惡いと思はれべきでもないが本山との連絡も無いと見えて、二百幾十と出來た説教所に今は留守番もなくて困て居るのが澤山ある、坊様は居ても維持に苦んで居るのも随分多い様子である、夫に比べて見ると異教者たる基督教徒は甚だ旨い、例もながら感服せざるを得ない、布教をするに主義があり、方針が定りて居る、内地の事は暫く措いて、北海道に就て言へば、海岸の都會は最早大勢も定たから、是から大に手を伸ばすべき餘地もない、是から方を盡すべき所は奥地にありとて、無人の地でも何んでも地味が善く後來開けさうな望のある所へはドン／＼入り込み、其教徒を以て拓殖事業に従事し部落を爲し、中央には教會堂を置き、村端には柱を立て、聖書の文句などを刻み付けて置く、拓教會堂と相接して學校を設けて子女を教育する、

されば村民の子弟兒女は平日は學校へ行く日曜日には會堂へ行く、年中宣教師の手に預けられて居るのである、又さういふ所へ入こむ宣教師は皆少々つゝは、醫者の心得がありて、村の老若男女を治療してやる、丁度田舎の荒物屋では大都會の商店と違ひ、一軒の店で日用品は大抵皆調へる事が出来る様々、鹽梅に甚だ都合が好い、斯ういふ風に彼等の事業は注意が行届いて居て仕事と仕事との間に連絡があり、其村一村を耶蘇教化し、其土地全体の空氣を耶蘇教的たらしめ、言葉を取り替へて言へば眞諦門は勿論俗諦門も悉皆耶蘇教にする、尤も不具合に言く行届て居る耶蘇村は澤山には無いが縱令少くとも有るのは事實である、佛教僧侶の側では何故か、斯ういふ所へは目が着かぬ、何宗も何派も大抵大谷派と同じ方針で而も仕掛が小さいのである、本願寺派などは随分何事にも大谷派とは競争して、互に流儀を變へて進んで見るが當であるが、初北海道の經營も来た日には競争はあるけれども一向流儀の變つた御手並は拜見しない、随て格別感服する程の事も無いといふもの、曹洞宗は大きな宗旨である丈け北海道にも随分ある併し是も兎角同變である、

説教所の數が多いたけ、住僧も居らぬ明き説教所があるのは大谷派に最多い、これは教員も居らぬ明き學校が同道には澤山あると同じ理で仕方の無い事は知らぬが、東京邊では御齋坊主といひ、名古屋邊では借庵坊主と言ふ、今更僕が此處で説明し無くては分り切た憐な連中、寧ろ寺院と競争して妨碍を爲す輩(寺院僧侶も禪門と競争する様なのは固より詰ら

ぬけれど)寧ろ佛教界の弊害を助長するのみの徒や、又寺院の二男三男などにて寺の厄介物となり居る連中の一方には幾分か教育する方法を設け一方には奨勵して北海道の無僧説教所へ出掛ける様にして貰ひ度い、彼等も假令一時難儀するども、初の間は本山より保護を受け、經濟上獨立し得るに至らば、寺號を公稱して自分の物に貰ひ受けるのであるから、一代禪門として「ヘイ、ハイ」と人の下に就て暮すよりも何程結構か知れない、年々發達の顯著なる土地であるから、三年か五年辛抱すれば立派な住職となるのである、此點から見て、北海道行は決して張合ひの無い、末の樂み無い仕事で無いから、勸め様に因ては随分行く者も有るだらう、勿論最初兩三年は餘程難儀には違ひ無いが、何時何處の國に在ても一苦勞せねば割の善い結果は得られぬのが定則である、是は一應誰でも知て居る道理であるから、今居る所の僧侶諸君も奮發して辛抱してもらひたい、初から住坊様も無いのに無暗矢鱈に説教所を建てたのでも無いから、住坊様の忍耐が足らなくて中途で逃げ出すものが多いと見えるが残念な次第である、マア何とか奮發を願ひたいものである

軍隊の布教はまだ手が付かぬ様だが、監獄の教誨は大谷派の一手販賣である、行て見たいと思つたが何分其閑暇を得なかつたので、其意を果さなかつた、併し北海道といふ所は新開地だけに人氣も荒く、仕事も有るから、貧民も衣食を得る事も割合に易い所から、強竊盜などは内地に比較しては少い様である、其證據は家の戸締を見たらわかる、内地の如くいか

めしい縮りのあるのは先づ無い様である、ソール土地で人の物に目を呉れる様な者は餘程手剛い連中で、所謂習慣性だか病的だか知らぬが、殆ど改悛の見込の少いの計だソールな、免囚保護事業や、感化事業が同道にて成功せぬのは其譯が多いといふ事である、監獄教誨も効が薄からう、併し巢鴨の一件で名高くなつた、有馬四郎助、留岡幸助兩氏が司獄の官、教誨の職に居られた時にも格別の功も見え無つたといふを思ひ合はすれば矢張集治監も道廳監獄も共に他監獄より一層困難かも知れない、

午後八時に又船で以て函館の埠頭を離れて室蘭へ向つた、此夜は乗客の都合で、中等が無いから上等室へ乗り込んだ、生れて始て上等へ乗り込んだが、格別變な事も無い唯茶菓子少し上等なものと、時々ボーイ頭が御機嫌取の話し手に來て呉れる位のものだ、マア寝る方が得策と考へて、ベッドへ昇りて一寝入りして、目を覺ましたのは朝二時頃で室蘭港へ着して、汽笛が一聲耳をツンザクのに驚いたのであつた、港内へ這入る前には、此邊の海上に特有なるガスに包まれて實際咫尺を辨じなかつたソールなが、ソールナ事は一切御存知無いので白川夜船といふよりは太平洋夜船とはチトスバラシイ申分だぬむい目をこすりて口漱き顔洗ひ、暫く経つと宿引が八釜しくやつて來た、旅宿へ着いて、一休して朝餉を済し、停車場まで十町弱も有るから馬車に乗たが、其道路のわるい事は非常なものである、時々馬が頭ピンで、車が覆りソールで、乗客は抛り出されソールで、其剣呑な事は一通りや二通ではない、

或所では仕方が無いから、乗客も下りて歩行いた、夫でもまだ人力車よりは安全などいふ話で有つた、ソールコーする間に先づ無事に停車場へ着いて、暫くして乗込ひと、凍車も室蘭を後にして發車した、車中にストロップの設けの有るのは寒い土地だから有り難いが動搖のひどいものと、停車時間の長いのは閉口した、白老驛邊へ行くとアイヌのメノコを見受けた、口蝦夷では此邊が最アイヌが澤山住んで居る地方だといふ事である、停車場近邊は各驛共に随分人家が有る、年々發達して人家の増加する事は著しいものだといふことである、其他は勿論無人の原野である、野も山も遠くも近くも一望白皚々たる様は頗る壯觀で、初めて見た僕には實に愉快で、冬時來たら猶一層偉觀であらう、寒國は冬見て熱國は夏觀るを可とすと聞いて居るが實際ソールであらうと思つた、漸々北へ進むのであるから雪も段々増したが、山の加減で追分から北は際立て雪が多くあつた、

窮兒悪化の狀況 (承前)

(四)「ボタハジキ」の拘摸に化する狀況
 何れの市街にても、拘摸の多き事は、甚しきものにて或る有名なる警視廳の刑事掛は、東京のみにて純粹の拘摸(「ボタハジキ」を除き)二千人より少からずと云へり、是等の徒が、世の中を害する事も甚しきものとす、而して此多數の拘摸は、十中八九は前の窮兒なる「ボタハジキ」の轉化したる者たり、抑も窮兒が拘摸と化するには、概ね二種あり、即ち拘摸の親

方、又は其子分より撰拔せられたる者と、窮兒の親方より推選せられたるもの是なり、蓋し多數の拘摸は前の窮兒の成長して悪事の發達したるものたるに外ならず、而して其親方も又窮兒より成長して最も奸才に長じたるものにて、其手下は窮兒中の才子たる彼の物を盗むに最も敏捷なる者を選抜して其弟子としたるものなり、是を以て市内の窮兒は、過半彼等の知人朋友なるが故に、窮兒中奸才ありて敏捷なるものは、拘摸の弟子の推選に依りて親方に紹介せられ、拘摸群中に投ずる者なり、是即ち前に記したる拘摸の選舉に依りて拘摸と化する窮兒たり、次に窮兒の親方の推選に依りて拘摸と化するものを説かんに、窮兒にも亦親方あり、多きは百数十名、少きも五六名の子分を有せり、而して子分は自己の稼高より親分に對し若干宛の割前を納むるものとす、之れを「ハジキ」と云ふ、而して其顔の廣き親方を有すれば、其仲間に對して市の利く事自ら大に、顔の狭き親方を有すれば、其勢力自ら少し、又親方を有せざる獨立窮兒も亦甚だ多し是等は、窮兒中に於て最も勢力なきものとす、故に彼等は時として他の親方或は親方を有する子分の爲に頭をハジカル、事あり、若し之が請求に應ぜざれば、非常に辛き目に遇ふが故に止を得ず其望に應ぜざるを得ず、彼等の社會にては、殺傷等非常の大車あるにあらざれば、法律の保護に預ること能はず、故に此社會は所謂強ひもの勝にて、普通人類社會とは大に其趣きを異にす、而して親方子分等の階級ありて、其間に種々なる習慣法の嚴然として行はる、なり

右に述べたる窮兒の親方と親方とは、何れも聯絡ありて、恰も商業家の同業組合を組織したる一般の有様也、故に此社會にありては所謂強ひもの勝なるにも拘らず、如何に強き親方と雖も、猥りに他の親方に屬したる子分の頭をハジクを得ざるは、恰も組合規約に於けるが如き者なり、尙彼親方は同業社會と聯絡あるのみならず、實に拘摸の親方社會とも亦聯絡を有し、且拘摸の親方より幾分の割前を取るを得るなり、彼等は何故に拘摸の親方と聯絡するの必要あり、又何故に割前を取り得るの權力ありやといふに、是前に述べたるが如く、彼等は實に拘摸の候補者を撰舉するを以てなり、是即ち聯絡の必要と、割前を取るの勢力を生ずる所以なり

窮兒の親方の中には、自ら拘摸を働かしむるものあり、多くは「ボタハジキ」に屬するものとす、然れども概して其稼方は子分の自由に一任して其子分の頭をハジキ、又は自己の子分又は他の獨立窮兒の中より敏捷奸才ある者を推舉して拘摸の親方に進め、以て其親方より若干の手數料を徴するものとす、尤も右の撰舉資格を有するものは、實に窮兒の親方のみならず、往々獨立窮兒の中にも之あり、是等は長く窮兒社會にありて顔を廣くし、窮兒の情態に通じ、且拘摸社會にも知られたるものなり

却説も窮兒の拘摸群中に投ずるは前に記せし二種の方法に據りて撰舉せらるゝものなるが、此群中に入るは實に彼等の立身の一階級を昇りたるものとす

拘摸の狀況

拘摸は幼きは十一二才より、十五六才及び十八九才迄の者を最も多しとす、是等は下等又は中等に屬する拘摸たるを免れず、彼等は皆親方に屬して、日々其教授を受けて使役さるる者なり、長く獨逸國に留學したる某學士は、曰く同國の都會には拘摸學校ありて數十百名の拘摸生徒を教授せりと、是れ獨逸の事情を知て未だ我國の事情を知らざるの言のみ、我東京にても拘摸の親方は數十名乃至百名以上の子分を有するものあり是等の者は皆拘摸の仕事に教授して使役するものにて所謂拘摸學校たるに外ならず、獨逸の拘摸學校も公然看板を掲げて生徒を教育するにあらす、我國の親分子分に於けると同様の事なるべし、嗚呼我輩の下の斯る惡事教授所の存在するとは實に驚くに堪へたることにあらすや、抑拘摸の事情を聞くに、上等の拘摸は其衣食住皆親方の支給する所にして、其稼割前は十分の一即ち壹圓に對して拾錢を興へらる、なり、割前の少き代りには假令獲物なき時と雖も、衣食に離る、事なく、又小使錢をも興へらる、者なり、又中等以上の者は、其割前十分の三四に及ぶ者ありと云ふ、然れども斯く中等以上となれば衣食住は皆自分持なり、是より以上は親方の手を離れて獨立の稼をなすと共に、必ずや舊友なる窮兒中より敏捷なる者を選抜して、自己の手下を拵へて以て業務を擴張す、漁軍中の隊をなし、又は田舎人をたぶらかして、金錢を奪ふ等の大仕事をなす者は、皆親方株連合の仕事にして、手下輩のなし得る所にあらす、斯る親方となりたる拘摸は、實に窮兒が最極なる立身出世なりといふべし

拘摸の仲間には、非常に嚴密なる規則ありて、假令捕へらるゝ事ありとも、決して其親方との關係及び仲間を白狀するものにあらず、故に其連累は如何に夥多なるも、決して之に及ぶものなきなり、又現場犯罪の外は決して白狀せず、是を以て其罪狀甚だ輕きが故に、處刑せらるゝも久しからずして忽ち娑婆の人となり、再び前業を繼續するものなり、又親方の子分に對する割前少なければ子分は之を胡摩化すべき筈なれども、若し之を胡摩化したる事の露顯したる時は、非常の刑罰に處せらるゝが故に、決して仲間中にて不都合の働きをなす事なしといふ、彼等は公法の刑に處せらるゝよりは、寧ろ仲間間の處刑を恐るゝ事甚し、何となれば彼等仲間の仕事に關しては法律の保護を受くべき道なければなり

彼等が物を拘摸取る方法たる實に巧妙にして如何に炯眼なる刑事係も、拘摸と知りつゝ容易に彼等の現行を取り押ゆる事能はず其方法たる、五名乃至八名を以て一組となせり、形相は各異り小僧を眞似るもあれば、若旦那風となるもあり、消防夫もあれば大工もあり、種々なる状態を裝ひて、先拘摸取るべき人を選定するや、彼等は同類を以て忽ち其人を圍繞するなり、たゞ拘摸の中に圍まるゝも、本人は毫も之を察知するに由なきなり、右に押し左に押し瞬間忽ち懐中の物は失する、而して其四圍の人は依然として毫も異らず、其取られたる品を受取るべき人は、他の方面にあり既に受取れば忽ち然踪跡を聞まして行く所を知らず、此物品受取人は拘摸中の年功あり手練あるものを以て之に充るなり、其拘摸の仲間

依然として其所に在るが故に、毫も拘摸られたるを知る能はず、之を捕へて吟味すれば、却て逆念を食はされ、逆に警察署へ訴へらるゝ事なしとせず、斯る情況なるが故に、容易に彼等と捕ふる事能はざるなり

彼等の親方間には何れも聯絡ありて嚴密なる規則あり、子分たるものは是に服従せざるべからず、時としては親方の嚴罰を被るのみならず、其業務の苦しき割合には割前は至て少く其辛苦は中々容易なるものにあらずといふ、而して十八九才に至る間には、少くも一兩回は必ず監獄に投せらる、此時に當り、内に自己の業務を厭ふの心あり、さりとて幼年よりなせる事は悉く惡事にして見聞皆正業にあらざるが故に、正業を思ふの念は毫も心頭に浮ぶにあらず、獄中にて強竊盜又は詐僞な各種の惡事を聞きて惡念增長し、出獄するに及びては強竊盜に化し、終身獄屋を住家となすに至る者亦多しといふ、是れ窮兒の再轉化をなしたるものなり (つゞく)

信 界

少慾の心

清澤 滿之

吾人の煩悶苦惱は多慾より起ることが多い、故に之を排除し之を避脱せんとせば、吾人は少慾の心を修養せなければならぬ、然るに其に就きては、初に少慾と云ふことに對する疑點を除去せねばならぬ、其疑點の大なるものは、少慾と云ふことを以て社會人類の活動を減殺するものなりとするの誤謬である、少慾と云ふことは決して活動を減殺するものではない、吾人の活動は吾人の勢力の多少に比例するものでありて、之を一方に塞げば他方に張り、之を一方に制すれば他方に溢るゝものである、決して塞がれ制せられたるが爲に、消滅するものではない、慾の多きが爲に活動が盛になり、慾の少きが爲に活動が衰ふると云ふことは、只其人其人によりて勢力の多少があるから活動の多少があり、又全一人の上に於ては前の時と後の時に勢力の増減があるから活動の増減があるのである、慾の多少を云ふのは、活動の増減の高低の増減なき上に於て云ふのである、夫はドー云ふ都合であるかと云ふに、其全体の活動を發表すべき箇所と分量とを定むる案内となるが慾の多少である、乃ち慾の種類が多ければ活動を發表すべき箇所が多し、慾の種類が少ければ活動を發表すべき箇所が少く、又慾の分量が多ければ活動を發表する分量が多し、慾の分量が少ければ活動を發表する分量が少くなる、而して活動の高低が全一であるから、活動の箇所が多ければ其一箇所一箇所に發表さるゝ活動の分量は少くなり、活動の箇所が少ければ其一箇所一箇所に發表さるゝ活動の分量は多くなることである、其處で少慾と云ふのは、此の如く活動の發表すべき箇所の少きを期するのである、即ち慾の種類を少くせんとするのである、慾の種類を少くし、活動の箇所を少くすれば、一箇所に發表さるゝ活動の分量を増加することとなるのである、故に此點より云ふときは、少慾と云ふことは、活動の分量を減殺せざるのみならず、反て之を増進することである、此が少慾の模様である、吾人の活動を發表すべき箇所は實

に無限である、而して吾人の能力は有限である、有限なる能力を以て無限の需用に應ずることは出来ないことである、吾人は吾人の能力を使用すべき門戸を制限せねばならぬ、吾人は吾人の能力を使用すべき門戸を減少せねばならぬ、これが制慾少慾を説く必要なる所以である、吾人の痛患は此事を辨知せずして、漫然と慾の門戸を開き狼りに多数の箇所に活動の發表せんとするの過ちである、吾人が處世の道に於て左顧右盼を企て此を圖り八方に手を着けながら終に何事をも成し得ざるは多情多慾に起因するものが多きことである、此夫策を免れんには吾人は勉めて少慾の心を養成せねばならぬ、然るに少慾には更に一の他の模様が有る、夫は慾の種類を制限減少することではなく、一種類の慾の上に於て其分量を制限減少することである、即ち一箇所に發表せざるべき活動を制限減少せんとすることである、此は如何にも不都合の様なれども、此にも前と同じく、活動の箇所と其一箇所に活動に於ける分量とは異なるれども、活動の全體に於ては同一なることを了知せねばならぬ、夫を了知したる上は、一箇所に活動の分量を減少することは、他の箇所に活動の分量を増加することであること云ふことがわかる、故に前の如く活動を發表すべき箇所を減少して、他の箇所に其發表の分量を増加することが必要なことである以上は、今此處に云ふが如く、一箇所に活動の分量を減少して、他の箇所に之を増加することの必要は別に云ふまでもないことである、然るに此處には特一の疑點がある、外ではない、此の如く一箇所に活動の分

量を減少して、他の箇所に之を増加するのは、ツマリ一方の慾を減少して他方の慾を増加するのである、然らば之を少慾と云ふてもよけれども、亦之を加慾と云ふてもよくはないかと云ふ疑問である、これは畢竟文字上の疑問なれども、亦實際には幾何か感觸上に影響することであるが、之を合點するがよい、古來少慾と云ふことの意義は實際ノ一なりて居る、而して活動發表の増減に對して、之を積極的の方面より云はずして、之を消極的の方面より云ひたるは、如何と云ふに、夫は別の些細はない、若し之を積極的の方面より云はば、何故に之を消極的の方面より云はさると云ふ疑問が起ることである、畢竟消極的の積極的と離れたるものでない、特に此少慾のことに就ては前陳の通りである、而して少慾の二段の模様を概括して云ふ場合には、加慾と云ふては誤解を免れない、何となれば、第一摸様の場合はありては、慾の頭數を減少するのみにて、別に之を増加することなければなり、疑義の通釋は何れにしても、吾人は常に少慾の心の修養を怠りてはならぬ、其に就て最も注意を要することは、吾人の大患は盲目的に慾の爲に誘引惑亂せらるることである、吾人の慾の中には未來の進歩の爲に必要な慾と共に過去の習慣によれる不必要な慾がある、道徳仁義に達せしむる慾と共に不義不徳に誘引せんとする慾がある、或る程度までは必須欠く可らざる慾と共に或る程度以上は認可すべからざる慾がある、或る時代

には獎勵すべき慾と共に或る時代には獎勵すべからざる慾がある、吾人は常に吾人の慾を檢察して、少慾の精神を修養せねばならぬ、而して其慾念の檢察には一種の眼光がなければならぬ、其眼光を具へずして徒らに少慾のことを實行せんとせば、或は藥毒併せ嫌ふの弊を免れ難かるべし、然らば其眼光とは如何なるものなるやと云ふに、蓋し吾人の人世に於ける究竟の理想に對する確信に外ならぬことである、嗚呼、吾人各自は果して人世に於ける究竟の理想に到達せるや、吾人各自は其究竟の理想に對して確乎たる信念を樹立せるや、若し未だ此信念を確立せず、此理想に到達せざるの人士は、先づ茲に少慾の心の爲に、他の慾念を減殺して、以て理想を求め確信を求むるの慾念を増進するがよい、

會 報

會頭久我侯爵九州巡回記事 (續)

豊前

◎扇城女學校本科裁縫科目

第一學年 單物類、男物類、女物類、編物

第二學年 給羽織、縮入羽織、帶前方、襪、ズボン下、足袋、單羽織、手藝品、編物、押繪、刺繡

第三學年 男女縮入物、被服、袴、股引、脚絆、手藝品、編物、押繪、刺繡

裁縫別科一學年 單物類、男給物類、給羽織、帶前方、縮入羽織、手藝品、編物、押繪、刺繡

二學年 單羽織、縮入物、ズボン下、袴、足袋、股引、被服、脚絆、襪、手藝品、編物、押繪、刺繡

三學年 單物類、背入、夜具、蒲團、比翼仕立、手藝品、編物、押繪、刺繡

寄宿生徒心得

- 第一條 新入舎セントスル者ハ週日トモ三日已前迄ニ願出テ許可ヲ受クベシ
- 第二條 入舎ニ關スル物品ハ豫メ本校ニ問合セ其ノ品目ニ照シ之ヲ調へ入舎ノ際持参スベシ
- 第三條 通運便等ニ依リ入舎ニ先テ荷物ヲ送ル時ハ本校舎監宛ニテ差出スベシ尤モ本校へ到着迄ノ運賃拂濟ヲ要ス
- 第四條 毎月十日已前ニ授業料及食料寄宿料ヲ納メ學年ノ始ニハ新ニ書籍類購入費等ヲ要スルコトナレバ豫メ納付及支拂ニ差支ヘサル様用意スベシ
- 第五條 金錢ハズベテ舎監ニ預ケ貯蓄用ノ都度受取舎監ノ許可ヲ得テ後使用スベシ
- 第六條 父母ノ許へ送金ヲ乞フトキハ豫メ其旨舎監ニ申出スベシ決シテ自儘ニ取計等ヲナスヲ許サズ
- 第七條 學費支拂ニ關シテハ別ニ舎監ヨリ指示ニ從ヒ出納ヲ明瞭ニ記載シ置クベシ
- 第八條 來訪人ニ面會セントスル時ハ必ス掛員ノ許可ヲ受クベシ
- 第九條 毎休業日ニハ舎監ノ許可ヲ受ケ二人以上ノ同伴ヲ得テ二時間以内外出スルコトヲ得ベシ
- 第十條 但時宜ニヨリ同伴人ヲ指名シ若クハ都合ニヨリ舎監ヨリ外出ヲ許サトルコトアルベシ
- 第十一條 病氣又ハ事故ニ依リ退舎セントスルモノハ本則ニ定メタル規程ニ隨ヒ必ス届出ベシ
- 第十二條 寒夏休業中歸郷セントスル者ハ保證人ニ引キ取ラシムベシ
- 第十三條 但シ保證人連署ノ上届出ヲ要ス
- 第十四條 凡テ入校入舎願ハ保證人ハ必ス中津居住ノモノタルヘシ
- 第十五條 寄宿生タラントスルモノハ一應入學許可ノ上更ニ左ノ書式ニ據リ願出ス

入 舎 願
私儀今般入舎勸學致度尤モ御許可ノ上ハ舎則堅ク相守可申此段相願候也

年 月 日
何 學 科
何 何

第拾四條 寄宿料一ヶ月金參拾五錢食料壹ヶ月金參圓トス
中津町何番地
保證人 何 某印

し、小生は更にボストン市に至り、親しく實況を視察し、本日發のチュートニク號にて英京倫敦に出發可致候、滿一箇月の滞在、大畧米國の宗教會及社會事業並ニ宗教法に關する調査を終り申候、社會上に於ける宗教の勢力は生が豫想せし如く、頗る偉大なることを認め申候、乍去、佛教徒にして努力一番せば日本佛教をして世界的宗教たらしむるも決して難きに非ず、前途大に好望なることを確信致候、尙詳細は船中に於て相認め次便に御報道可申上候、匆々頓首
(五月二十二日英國へ海航前認む)

廣告

第九回佛教夏期講習會 開設豫告

西會 安藝國廣島 期部 七月十七日より三十日迄二週間 止宿費 一日滞在費金參拾錢

來會申込 〔は〕七月十日迄に京都花園妙心寺學林内關西佛教青年會幹事實山良雄宛申込するべし

地方來會者 〔は〕廣島市宇小町夏期講習會準備事務所 泰寺宛申込するべし

注意 旅費は京都より廣島迄汽車賃貳圓五拾壹錢を要す、來會者は到着の上、國泰寺に至り其案内を受くべし

關西佛教青年會

東會 期部 駿河國沼津 七月十一日より二十四日迄二週間

止宿費 一日滞在費金參拾錢

來會申込 〔は〕七月五日迄に東京本郷森川町一番地大日本佛教青年會幹事眞岡湛海宛申込するべし

地方來會者 〔は〕沼津町道光寺、佐久間眞淨又は大聖寺上村義秀宛申込するべし

注意 旅費は東京より沼津迄汽車賃一圓拾錢を要す來會者は到着の上沼津淺間町東方寺に至り其案内を受くべし

明治三十三年 六月

大日本佛教青年會

東西兩部講師

- 井上圓了師 大内青巒居士 脇田堯淳師 加藤行海師 村上專精師 黒田眞洞師 前田惠雲師 權田雷斧師 赤松連城師 齋藤開精師 齋藤唯信師 坂上宗詮師 清澤滿之師 釋宗演師 島地嘿雷師 江村秀山師 守本文靜師 (S.S.C. 順)

教育講習會

本會に附帶して教育講習會を開き、教育、倫理、心理、歴史、國史、國文、漢文等の科目中便宜に従ひ之を講し、會員中學士等之が講師に當る

本月二十日正午十二時より小石川大塚辻町東京市養育院會堂に於て例會開會

養育院死亡者追吊供養 導師 京都智恩寺 堀尾大僧正

名譽會員稅所敦子刀自追吊法會 會員 下田歌子女史 追吊演說

講話、釋辨榮上人、山田妙雲和尚、郁芳隨園師 院內參觀 〇參聽隨意

四恩瓜生會